

第 8 章 環境保全措置の総括

環境保全措置については、環境影響の予測評価によって、環境影響がないと判断される場合、および環境影響の程度がきわめて小さいと判断される場合を除き、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を回避、低減する方法について整理した。

また、事後調査については、環境影響の予測の不確実性が高い場合、もしくは、予測において影響はないと判断したが、周辺への影響の大きさからモニタリングが必要と事業者が判断した項目について実施するものとした。

なお、整理において使用した「措置区分」および「不確実性の程度」の内容は以下の通りである。

【措置区分】

- 回避：保全措置を行うことで影響が回避できる
- 低減：保全措置を行うことで影響が最小化もしくは修正できる
- 監視：保全措置を行うことで影響を軽減または消失できる
- 代償：保全措置を行うことで影響を代償することができる

【不確実性の程度】環境保全措置の効果の検証

- ：保全措置の実施により、効果の定量的な把握が可能な項目
- △：保全措置の実施により効果は見込めるが、定量的な把握が困難な項目
- ▲：保全措置の実施により効果は見込めるが、保全措置に対して不確実性が高く、継続調査が必要な項目
- －：影響はないと予測しているが、予測していない想定外の状況により影響が発生した場合に、周辺に対する影響が大きく、モニタリングにより監視していく必要があると事業者が判断した項目

8-1 大気質

大気質に係る環境保全措置の検討結果を表 8-1-1～表 8-1-3 に示す。

表 8-1-1 大気質に係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	工事中	工事中の建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響	工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型とする。	低減	事業者	建設機械の排出ガスの発生量を削減できる効果がある。	○	—
			建設機械のアイドリングストップを励行する。	低減	事業者	建設機械の排出ガスの発生量を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	
			建設機械の集中稼働を避ける。					
	工事中の粉じん飛散の影響	粉じんの発生が想定される作業時（風速 5.5m/s 以上（砂ぼこりが立つ）：ビューフォート風力階級表より）や粉じん発生の原因となる土木資材の保管時にはシート養生や散水等を行う。	低減	事業者	粉じんの飛散の影響を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—	
								工事の実施にあたっては、防音シートや仮囲いを設置する。
								工事関連車両の退出時は、タイヤ洗浄を十分行う。
								掘削土砂の運搬車両については、荷台にシート等を設置する。
								工事区域内のダンプトラックの走行に関しては、粉じんの巻上げを少なくするため、走行速度を抑制するよう施工業者への指導を徹底する。

表 8-1-2 大気質に係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	工事中	工事中の粉じん飛散の影響	工事区域内に粉じん計を設置し、工事中の粉じんの発生状況を確認するとともに、必要な場合には、施工調整等工事へのフィードバックを行う。	監視	事業者	工事中の粉じん飛散の影響が著しく環境へ負荷を与えると想定される場合は、早急な対応が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—
			工事中は、敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心に敷鉄板を設置する。	低減	事業者	粉じんの飛散の影響を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—
	工事中の運搬車両の走行に伴う排出ガスの影響	工事関連車両の運転者に対して、交通法規を厳守させるとともに、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転、路上待機等排ガスを発生する行為は行わないように指導を徹底する。	低減	事業者	工事関連車両からの排出ガスの発生量を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—	
		工事関連車両の走行が一時的に集中しないよう、計画的かつ効果的な運行調整(運行ルート、運行時間)に配慮した工程管理を実施する。						
		作業員の通勤において、鉄道およびバスの利用促進を図り、自動車による通勤については、乗り合い等により車両台数の抑制に努める。						

表 8-1-3 大気質に係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	供用時の焼却施設等の稼働に伴う排出ガスの影響		排ガス処理設備は、バグフィルターやアルカリ噴霧、脱硝装置等の他施設でも実績の多い機器を導入する。	低減	事業者	焼却施設等からの排出ガスの発生量を削減できる効果が期待できる。	○	－
			特に有害性の高いダイオキシン類対策については、二次燃焼室の必要滞留時間を確保するとともに、適切な焼却炉の運転管理（燃焼温度および酸素濃度、一酸化炭素濃度の管理）により安定燃焼させることで発生を抑制する。また、ダイオキシン類の再合成を抑制するため、燃焼工程後は、ろ過式集じん器入口における排ガスの急冷を行う。	低減	事業者	焼却施設等からの排出ガス（ダイオキシン類）の発生量を削減できる効果が期待できるが、ダイオキシン自体の常時連続測定が出来ないために効果の程度は定性的であり、想定外の状況により発生した際の影響を考慮して事後調査を実施する。	－	○
			ごみ焼却施設煙突排ガスについて、自動測定器を設置し、排ガス濃度の常時監視を行う。	監視	事業者	ごみ焼却施設煙突排ガス濃度が著しく環境へ負荷を与えると想定される場合は、早急な対応が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	－
	供用時の焼却施設等の稼働に伴う粉じんの影響		ばいじんの自主基準値を排出基準値より厳しく設定し、管理する。	低減	事業者	焼却施設等からの粉じんの発生量を削減できる効果がある。	○	－
			高い除去率を有する集じん設備（バグフィルター）を設置する。	低減	事業者	焼却施設等からの粉じんの発生量を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	－
	供用時のごみ収集車の走行に伴う排出ガスの影響		ごみ収集車両等の運転者に対して、交通法規を厳守するとともに、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転、路上待機時のアイドリングを行わないように指導を徹底する。	低減	事業者	ごみ収集車両等からの排出ガスの発生量を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	－
			ごみ収集車両等の走行は、特定の時間帯に集中しないよう、ごみ発生量の季節変動等に応じた計画的かつ効率的な運行調整を行い、稼働台数の平準化を行う。					

8-2 騒音

騒音に係る環境保全措置の検討結果を表 8-2-1～表 8-2-2 に示す。

表 8-2-1 騒音に係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	工事中	工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の影響	工事に使用する建設機械は、低騒音型とする。	低減	事業者	建設機械の稼働により生じる騒音の発生を削減できる効果がある。	○	—
			工事の実施にあたっては、防音効果のある防音シートや仮囲いを設置する。	低減	事業者	建設機械の稼働により生じる騒音の発生を削減できる効果が期待できるが、予測の不確実性が高いことから事後調査を実施する。	▲	○
			建設機械のアイドリングストップを励行する。	低減	事業者	建設機械の稼働により生じる騒音の発生を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—
			工事期間中は、自動測定器を設置し、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の常時監視を行う。	監視	事業者	工事中の建設機械の稼働に伴う騒音が著しく環境へ負荷を与えると想定される場合は、早急な対応が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—
	工事中の運搬車両の走行に伴う騒音の影響	工事関連車両の運転者に対して、交通法規を厳守させるとともに、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転は行わないように指導を徹底する。	低減	事業者	工事中の運搬車両に伴い生じる騒音の発生を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—	
								工事関連車両の走行が一時的に集中しないよう、計画的かつ効果的な運行調整（運行ルート、運行時間）に配慮した工程管理を実施する。

表 8-2-2 騒音に係る環境保全措置の検討結果

		検討の 視点	環境保全措置の内容	措置 区分	実施 主体	保全措置を講じ た場合の効果	不確実性 の程度	事後 調査
計画 段階 から 配慮	供用 時	供用時 の焼却 施設等 の稼働 に伴う 騒音の 影響	特に騒音を発生する 機器については、施 設内の配置位置を考 慮するとともに、吸 音材等を設けた特別 な防音室内に設置す る。	低減	事業者	焼却施設等の稼働 に伴い生じる騒音の 発生を削減できる効 果がある。	○	—
		供用時 のごみ 収集車 等の走 行に伴 う騒音 の影響	ごみ収集車両等の運 転者に対して、交通 法規を厳守させると ともに、無用な空ふ かしや急加速等の高 負荷運転は行わない ように指導を徹底す る。	低減	事業者	ごみ収集車両等 の走行に伴い生じる 騒音の発生を削減 できる効果が期待で きる。なお、効果の 程度は定性的である。	△	—
			ごみ収集車両等につ いては、ハイブリッ ド車等の低騒音車両 を導入する。					
		ごみ収集車両等の走 行は、特定の時間帯 に集中しないよう、 ごみ発生量の季節変 動等に応じた計画的 かつ効率的な運行調 整を行い、稼働台数 の平準化を行う。						
予測 評価 の結果 を踏ま えて実 施	工事 中	工事中 の運搬 車両の 走行に 伴う騒 音の影 響	志津小学校（地点 7：主要地方道大津 能登川）は工事関連 車両の通行ルートか ら除く。	回避	事業者	工事中の運搬車 両に伴い生じる騒音 の発生を回避できる 効果がある。	○	—

8-3 振動

振動に係る環境保全措置の検討結果を表 8-3-1 に示す。

表 8-3-1 振動に係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	工事中	工事中の建設機械の稼働に伴う振動の影響	工事に使用する建設機械は、低振動型とする。	低減	事業者	建設機械の稼働により生じる振動の発生を削減できる効果がある。	○	—
			建設機械のアイドリングストップを励行する。	低減	事業者	建設機械の稼働により生じる振動の発生を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—
		工事中の運搬車両の走行に伴う振動の影響	工事関連車両の運転者に対して、交通法規を厳守させるとともに、急加速等の高負荷運転は行わないように指導を徹底する。	低減	事業者	工事中の運搬車両に伴い生じる振動の発生を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—
	工事関連車両の走行が一時的に集中しないよう、計画的かつ効果的な運行調整（運行ルート、運行時間）に配慮した工程管理を実施する。							
	供用時	供用時の焼却施設等の稼働に伴う振動の影響	大きな振動を発生する機器については、防振処理を施した独立基礎とする。	低減	事業者	焼却施設等の稼働に伴い生じる振動の発生を削減できる効果が期待できる。	○	—
		供用時のゴミ収集車両等の走行に伴う振動の影響	<p>ゴミ収集車両等の運転者に対して、交通法規を厳守させるとともに、急加速等の高負荷運転は行わないように指導を徹底する。</p> <p>ゴミ収集車両等の走行は、特定の時間帯に集中しないよう、ゴミ発生量の季節変動等に応じた計画的かつ効果的な運行調整を行い、稼働台数の平準化を行う。</p>	低減	事業者	ゴミ収集車両等の走行に伴い生じる振動の発生を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—

8 - 4 低周波音

低周波音に係る環境保全措置の検討結果を表 8-4-1 に示す。

表 8-4-1 低周波音に係る環境保全措置の検討結果

		検討の 視点	環境保全措置の内容	措置 区分	実施 主体	保全措置を講じ た場合の効果	不確実性 の程度	事後 調査
計 画 段 階 か ら 配 慮	供 用 時	供用時の焼却施設等の稼働に伴う低周波音の影響	低周波音が発生する可能性のある誘引送風機等の機器は堅固な基礎上に設置する。	低減	事業者	焼却施設等の稼働に伴い生じる低周波音の発生を削減できる効果が期待できるが、予測の不確実性が高いことから事後調査を実施する。	▲	○
			低周波音の発生が想定される設備（タービン、復水器、大型送風機等）は、必要に応じて施設内の位置を考慮して配置する。					

8-5 悪臭

悪臭に係る環境保全措置の検討結果を表 8-5-1、表 8-5-2 に示す。

表 8-5-1 悪臭に係る環境保全措置の検討結果

	検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	供用時	ごみ焼却施設から発生する悪臭は、ごみピット、プラットホーム等の悪臭発生箇所にシャッター（搬出入時を除き閉鎖することで外気と遮断）やエアカーテン（搬出入時に稼働させ外気への拡散を抑制）を設置する。	低減	事業者	焼却施設等の稼働に伴い生じる悪臭の発生を削減できる効果が期待できるが、効果の程度は定性的であり、発生した際の影響を考慮して事後調査を実施する。	—	○
		焼却炉稼働時にはごみピット内の空気を燃焼用空気として焼却炉内等へ送り悪臭物質を燃焼処理により分解し、同時にごみピット内を負圧に保つ。					
		ごみ焼却炉休止時は、ごみピット内の空気を吸引し、別に設けた脱臭装置により脱臭処理（活性炭吸着処理等）を行う。またごみピット内に消臭剤を散布する。					
		消臭剤の補給や防臭・脱臭設備の点検管理を適正に行う。					

表 8-5-2 悪臭に係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	供用時	供用時の焼却施設等からの煙突排出ガスに伴う悪臭の影響	焼却炉で臭気成分を高温燃焼し分解する。 排ガス処理設備の点検、管理を適正に行う。	低減	事業者	煙突排ガスより生じる悪臭の発生を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—
		供用時のごみ収集車両等の走行に伴う悪臭の影響	ごみ収集車両等からの臭気漏えい対策のため、用いる車両は原則パッカー車とする。 ごみ収集車両等の洗車設備を設置する。 ごみ収集車両等の走行ルートは、幹線ルートを利用し対象事業実施区域周辺の住宅地を避けたルートにする。	低減	事業者	ごみ収集車両等から発生する悪臭を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—

8-6 水質

水質に係る環境保全措置の検討結果を表 8-6-1 に示す。

表 8-6-1 水質に係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	工事中	工事中の濁水流出に伴う水質の影響	工事中には、濁水処理プラント設置による濁水処理を実施する。	低減	事業者	工事中に発生する濁水を削減できる効果が期待できるが、効果の程度は定性的であり、想定外の状況により発生した際の影響を考慮して事後調査を実施する	—	○
			造成箇所は、速やかに表土の転圧等を行い、降雨による流出対策を実施する。					
			降雨時における裸地については、シートで覆う等の土砂流出対策を実施する。					
			降雨時における土工事の中止・事前降雨対策工を工程に組み込む等の工程調整を行う。	低減	事業者	工事中に発生する濁水を削減できる効果が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—

8 - 7 地下水

表 8-7-1 地下水に係る環境保全措置の検討結果

	検討の 視点	環境保全措置の内容	措置 区分	実施 主体	保全措置を講じ た場合の効果	不確実性 の程度	事後 調査	
計 画 段 階 か ら 配 慮	工 事 中	工 事 中 の 地 盤 掘 削 に 伴 う 地 下 水 へ の 影 響	工 事 中 に 地 下 水 位 ・ 地 下 水 の 流 れ に つ い て、 現 況 と の 変 化 が な い か、ま た 第 一 帯 水 層 中 の 地 下 水 位 が、ピ ッ ト の 掘 削 深 度 よ り 上 位 に ま で 上 昇 し て い な い か を 連 続 観 測 に よ り 監 視 す る。	監 視	事 業 者	地 下 水 位 の 変 動 量 に つ い て は 予 測 の 不 確 実 性 が 高 い こ と か ら 事 後 調 査 を 実 施 す る。	▲	○
予 測 評 価 の 結 果 を 踏 ま え て 実 施	工 事 中	工 事 中 の 地 盤 掘 削 に 伴 う 地 下 水 へ の 影 響	工 事 中 に 地 下 水 水 質 に つ い て、現 況 と の 変 化（現 況 調 査 で 環 境 基 準 を 超 過 し た 汚 染 物）を 把 握、ま た そ の 他 の 地 下 水 環 境 基 準 項 目 に つ い て 新 た な 検 出 や 環 境 基 準 超 過 が な い か を 水 質 観 測（年 4 回）に よ り 監 視 す る。	監 視	事 業 者	地 下 水 質 の 状 況 に つ い て は 予 測 の 不 確 実 性 が 高 い こ と か ら 事 後 調 査 を 実 施 す る。	▲	○

8 - 8 土壌

表 8-8-1 土壌（汚染）に係る環境保全措置の検討結果

		検討の 視点	環境保全措置の内容	措置 区分	実施 主体	保全措置を講じ た場合の効果	不確実性 の程度	事後 調査
計 画 段 階 か ら 配 慮	工 事 中	工 事 中 の 地 盤 掘 削 に 伴 う 土 壌 汚 染 の 影 響	工事車両や掘削土砂 の運搬車両が事業用 地内から出る際に、 車両の洗浄を十分に 行う。	低減	事業者	土砂の周辺への 飛散を直接抑制 するものであ り、効果が期待 できる。なお、 その効果の程度 は定性的であ る。	△	—
			掘削土砂の運搬車両 の荷台はシート等で 被覆することによ り、土砂の飛散防 止を実施する。					

8-9 動物

表 8-9-1 動物に係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	工事中	重要な動物への影響	工事中に重要な動物の生息を確認した場合には、確認種の生息をふまえて、必要に応じて移植等の検討を行う。	回避 低減 監視 代償	事業者	工事中の重要な動物への直接改変や間接影響を低減できるが、対象種によってその対応が異なるため効果の定量的な把握が困難な場合がある。	○ または △	状況に応じて実施
	予測評価の結果を踏まえて実施	重要な動物への影響	ニホンアカガエルの産卵場所の改変を避ける。	回避	事業者	ニホンアカガエルの産卵場所への改変を避けることができるため、その効果は確実と判断する。	○	—
			ニホンアカガエルの産卵場所へ工事中の排水を流さない。	回避	事業者	ニホンアカガエルの産卵場所への濁水等の流入を避けることができるため、その効果は確実と判断する。	○	—
			工事中にニホンアカガエルの産卵が確認された場合には、既存の生息確認地点へ移動を行う。	回避	事業者	ニホンアカガエルの産卵場所の移動により確認された個体への影響は回避できる。なお、その効果の程度は定性的である。	△	状況に応じて実施
			工事中及び供用時に夜間照明にカバーをつける等により、できるだけ外部へ光を漏らさないようにする。	低減	事業者	アオイラガの夜間照明に対する誘因される個体への影響は低減できる。なお、その効果の程度は定性的である。	△	—

8 - 1 0 植物

表 8-10-1 植物に係る環境保全措置の検討結果

		検討の 視点	環境保全措置の内容	措置 区分	実施 主体	保全措置を講じ た場合の効果	不確実性 の程度	事後 調査
計 画 段 階 か ら 配 慮	工 事 中	重 要 な 植 物 へ の 影 響	工事中に重要な植物の生育を確認した場合には、確認種の生態をふまえ、必要に応じて移植等の検討を行う。	回避 低減 監視 代償	事業者	工事中の重要な植物への直接改変や間接影響を低減できるが、対象種によってその対応が異なるため定量的な把握が困難な場合がある。	○ または △	状況 に 応 じ て 実 施
			復水器の排気温がイオロ山に影響を与えない配置・構造とするため、敷地境界から少なくとも 20m 以上離れた配置とし、かつごみ焼却施設の屋上部（地上高 30m 付近）から上方向きに排気する。	回避	事業者	イオロ山への影響を回避することができるため、その効果は確実と判断する。	○	—

8 - 1 1 景観

表 8-11-1 景観に係る環境保全措置の検討結果

		検討の 視点	環境保全措置の内容	措置 区分	実施 主体	保全措置を講じ た場合の効果	不確実性 の程度	事後 調査
計 画 段 階 か ら 配 慮	供 用 時	施 設 完 成 後 の 景 観 変 化	建物等の意匠、色彩、 緑化措置等については、「草津市景観計画」に従い周辺の景観との調和等を図る。	低減	事業者	草津市の基準に基づき景観への影響を直接改善できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—
			周辺景観に配慮し、 敷地境界付近には樹木を配置し、緑化を行う。なお、樹種については、周辺の植生を踏まえて設定するとともに、侵略的外来植物は用いない。	低減	事業者	敷地境界の緑化により景観の向上が期待できる。なお、効果の程度は定性的である。	△	—

8 - 1 2 廃棄物等

表 8-12-1 廃棄物に係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	工事中	廃棄物の発生の影響	発生する建設系廃棄物は再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化する。 伐採木は、幹部は場外の再資源化施設で再利用する。除根や枝葉はチップ化し、事業区域内の緑化基盤材または場外での有効利用を行う。 建設現場内で処理できない建設副産物については、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理する。 発生する掘削残土については、現場内での埋め戻しや場内盛土として利用する。なお、汚泥の発生、または軟弱土等の場内盛土に利用できない土質が確認された場合には、現場内リサイクルや一部外部搬出を再検討する。	低減	事業者	これらの措置は、廃棄物の発生量を直接抑制するものであり、その効果は確実なものと判断する	○	—
	供用時	廃棄物の発生の影響	分別回収により、プラスチック、ペットボトルについては施設内で圧縮梱包し、金属、びん類、乾電池、蛍光灯とともに、施設外部のリサイクル施設へ搬出し、可能な限り再資源化を図る。	低減	事業者	廃棄物の発生量を直接抑制するものであり、その効果は確実なものと判断する	○	—

8 - 1 3 温室効果ガス

表 8-13-1 温室効果ガスに係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	工事中	温暖化ガスの発生の影響	建設機械は、排出量の少ない排出ガス対策型の建設機械を採用する。	低減	事業者	これらの措置は、温暖化ガスの発生量を直接抑制するものであり、その効果は確実なものとして判断する。	○	—
			既存施設に植樹されている樹木については、移植等による再利用に努めるが、やむを得ず伐採する場合にはチップ化等、可能な限りの再資源化を図る。					
			建設機械のアイドリングストップを励行する。					
			工事関連車両の運転者は、交通法規を遵守するとともに、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転、路上待機等排ガスを発生する行為は行わないように指導を徹底する。					
			「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(平成 25 年 4 月)に基づく対策を実施する。			△	—	

表 8-13-2 温室効果ガスに係る環境保全措置の検討結果

		検討の視点	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	保全措置を講じた場合の効果	不確実性の程度	事後調査
計画段階から配慮	供用時	温暖化ガスの発生の影響	焼却に伴い発生するエネルギーを高効率ごみ発電により有効利用を図ることで二酸化炭素の排出抑制を行う。	代償	事業者	これらの措置は、温暖化ガスの発生量を直接抑制するものであり、効果は確実なもの判断する。	○	—
			ソーラーパネル等の導入や施設の省エネルギー化を促進する。	低減				
			供用後の搬出入車両については、アイドリングストップ等のエコドライブの推進を図る。	低減	事業者以外	これらの措置は、温暖化ガスの発生量を抑制するものである。なお、効果の程度は定性的である。	△	—
ごみの削減が、温室効果ガス排出量の低減につながることから、市民や事業者によるごみ減量やリサイクルに取り組みが進展するよう、3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用））推進の啓発を行う。								
			「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（平成 25 年 4 月）に基づく対策を実施する。		事業者			